

自立準備ホーム 運営の手引き

— はじめに —

これまで、行き場のない刑務所出所者等については、法務大臣の認可を受けて運営している更生保護施設が、国の委託を受けて宿泊場所を提供し、生活指導、就労指導等を行い自立更生を図ってきました。一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上り、更生保護施設の収容能力を大きく超えている現状から、より多くの住居を確保することが求められています。そこで、行き場のない刑務所出所者等の生活基盤を確保し、円滑な社会復帰ができるよう、平成23年4月から**「緊急的住居確保・自立支援対策」**として、更生保護施設以外の宿泊場所を管理する事業者等に対し、刑務所出所者等の保護を委託する制度が開始されました。

この制度は、国の機関である保護観察所が民間事業者等に対し、行き場のない刑務所出所者等に対する宿泊場所の提供や自立のための生活指導、そして必要に応じて食事の提供を委託するものです。ここで、事業者が提供する宿泊場所を**「自立準備ホーム」**と呼んでいます。

事業者が刑務所出所者等の保護を受託し、自立準備ホームを運営するためには、受託事業者となることについて保護観察所に登録する必要があります。また、受託に当たっては、法務省保護局の定める「緊急的住居確保・自立支援対策実施要領」に従う必要があります。

本書では、「緊急的住居確保・自立支援対策実施要領」において定められている、刑務所出所者等の保護を受託するための手続や、自立準備ホームにおける処遇の方法等について、その要点を解説します。「緊急的住居確保・自立支援対策実施要領」と併せて御覧ください。

目次

1 受託事業者の要件と登録手続

- ① 受託事業者の要件
- ② 受託事業者となるための登録手続
- 解説 更生保護に関する基本用語

2 委託を受ける手続等

- ① 委託を受けるまでの流れ
- ② 委託を受ける措置
- ③ 保護観察所への報告
- ④ 委託費の支弁

3 事業の実施基準

- ① 保護の開始
- ② 処遇の一般原則
- ③ 秘密の保持
- ④ 宿泊場所の指定
- ⑤ 食事
- ⑥ 清潔の保持
- ⑦ 健康の管理
- ⑧ 金品の保管
- ⑨ 感染症発生時の処置
- ⑩ 災害予防
- ⑪ 費用の徴収の制限
- ⑫ 職員体制
- ⑬ 設備

4 保護観察所による指導・監督

1 受託事業者の要件と登録手続

1 受託事業者の要件

受託事業者とは、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等に対して宿泊場所（**自立準備ホーム**）や食事を提供し、自立のための支援をする事業者のことを言います。

受託事業者となるためには、次の要件を満たす必要があります。

- 原則として法人格を有していること
- 暴力団等反社会性のある団体又は個人との関係がないこと
- 経営の安定性を確保していること
- これまでに、刑務所出所者等の保護に関連のある事業について、国や地方公共団体から委託を受けた実績があるなど、委託事業を確実に実施できる体制であること
- 宿泊事業及び社会福祉事業等を営む中で、過去5年間に関係法令の違反がなく、かつ、事業運営について社会的信望を有すること
- 保護観察及び更生緊急保護の意義及び内容について十分理解していること
- 個人情報適切に管理することができる体制であること

Point

「刑務所出所者等」とは

保護観察所から委託される「刑務所出所者等」とは、次の①又は②の人を指します。

- ①保護観察を受けている人
 - ・家庭裁判所で保護観察に付された少年
 - ・少年院からの仮退院を許された少年
 - ・刑事施設からの仮釈放を許された人
 - ・裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人
 - ・婦人補導院からの仮退院を許された人
- ②更生緊急保護の対象となる人
 - ・刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、援助や保護が必要と認められた人で、更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人
(例：刑事施設から満期出所した人、罰金刑を受けた人、など)

2 受託事業者となるための登録手続

受託事業者となるためには、登録手続が必要です。また、一度登録を行った後も、各年度の開始に際し登録の更新を行う必要があります。

登録と登録の更新の手続は以下のとおりです。

1 登録希望書の提出

登録を希望する事業者は、「緊急的住居確保・自立支援対策実施要領」（以下「実施要領」という。）別紙様式例1の登録希望書に必要事項を記載し、**保護観察所**へ提出します。登録希望書の提出先は、事業者が所有する宿泊場所（**自立準備ホーム**）がある地域を管轄している保護観察所です。複数の自立準備ホームを登録する場合は、それぞれの地域を管轄する保護観察所に登録希望書を提出してください。

2 保護観察所による確認

保護観察所は、登録を希望する事業者が受託事業者としての要件を満たすかどうかを確認します。事業者が要件を満たしており、かつ、地域の事情等を総合的に勘案して、当該事業者を登録することが必要と判断されると、登録がなされます。保護観察所が事業者を登録することとした場合には、事業者に対して、文書により連絡があります。



保護観察所からの委託は、保護を必要としている刑務所出所者等で、その事業者に宿泊場所の提供等を委託することが適当と判断される者がいる場合に行われます。受託事業者となるための登録を行っても、適当な者がいない場合には委託はされません。

3 登録の更新と抹消

各年度の開始に際し、保護観察所の長は、登録されている各種情報の内容を確認した上で、登録の更新を行います。

保護観察所の長が、登録事業者としてふさわしくないと判断した場合や、登録事業者が更新を希望しない場合には、登録の更新は行われません。

また、事業者が受託事業者としての要件を満たさなくなったと認める場合、事業者が登録の抹消を申し出た場合、自立準備ホームの改築や施設内の事故などにより、当分の間、委託をすることができないと認める場合には、登録が抹消されます。

登録の更新が行われる場合、行われない場合、また登録が抹消される場合のいずれにおいても、事業者に対して文書で連絡がなされます。



委託事業を実施できなくなったときや、登録の要件を満たさなくなった場合、登録内容に重大な変更が生じた場合等は、速やかに登録元の保護観察所に申し出てください。

<解説> 更生保護に関する基本用語

1 更生保護を担う人と機関

●保護観察所

地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っています。

●地方更生保護委員会

高等裁判所の管轄区域ごとに置かれ、主として仮釈放等の事務を行っています。

●保護観察官

心理学、教育学、社会学、その他更生保護に関する専門知識に基づき、犯罪をした人や非行のある少年の保護観察、生活環境の調整や犯罪予防活動に関する事務を行う国家公務員です。

●保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察官と協働して、保護観察、生活環境の調整や犯罪予防活動を行います。身分は、非常勤の国家公務員です。

2 更生保護に関する制度

●保護観察

保護観察では、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督と補導援護を行います。保護観察の対象となる人は、P.2に記載してあるとおりです。

●応急の救護及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合に受けられる措置です。具体的には、食事の給与、医療の援助、帰住の援助、宿泊する居室の提供、就職の援助等があります。

保護観察所の長が行う場合と、更生保護事業を営む者（更生保護施設など）や、その他の者（自立準備ホームを営む事業者など）に委託して行う場合があります。

●生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の帰住環境を調査・調整し、仮釈放等の審理の資料等にするとともに、円滑な社会復帰を目指すものです。

●仮釈放・仮退院等

矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等があります。地方更生保護委員会が仮釈放等を決定し、その期間中は保護観察に付されます。

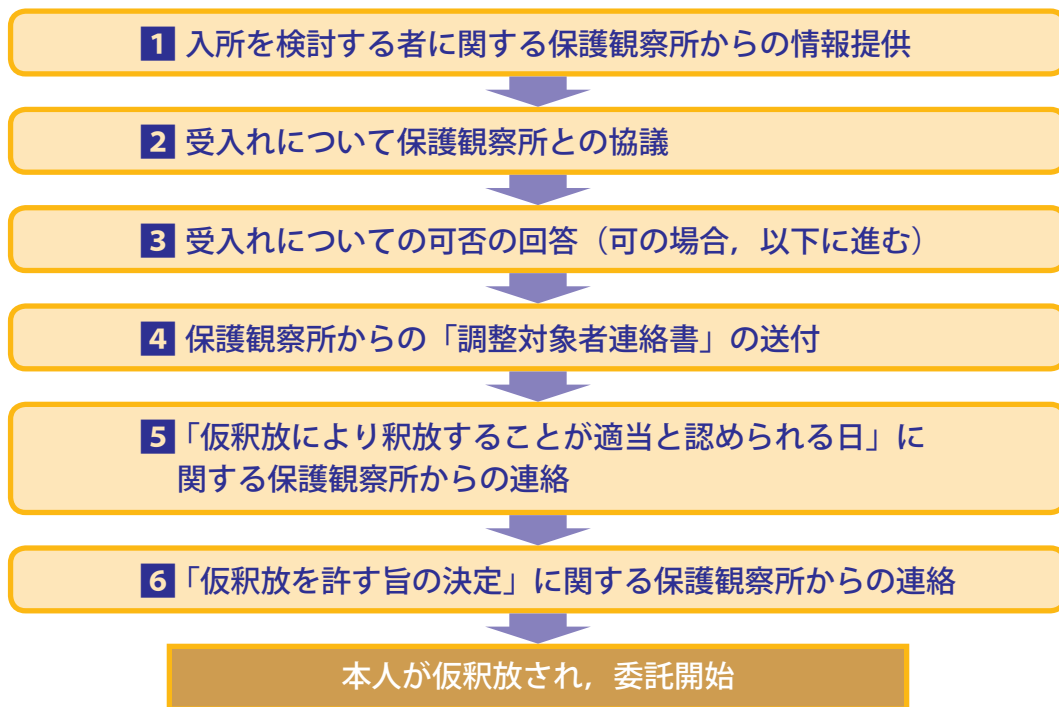


委託を受ける手続等

1 委託を受けるまでの流れ

ある人の保護を自立準備ホームに委託することについては、保護観察所と自立準備ホームを運営する事業者とが協議した上で、保護観察所が判断します。ここでは、委託までの事業者と保護観察所との間の手続の流れについて、①刑事施設収容中の者を受け入れる場合 ②保護観察中の者又は更生緊急保護の対象となる者を受け入れる場合の別に解説します。

① 刑事施設収容中の者を受け入れる場合



- 1 自立準備ホームの入所を希望している刑事施設収容中の者（以下「調整対象者」という。）についての情報が、保護観察所が必要と認める範囲で、保護観察所から事業者に対して、口頭で提供されます。
- 2 事業者は、提供された情報を基に、その者が受入れ可能かどうか保護観察所と協議をします。
- 3 事業者は、調整対象者の受入れ可否について検討した結果を、保護観察所に回答します。
- 4 受入れが可能という回答をした場合、保護観察所から、事業者に対して、調整対象者のより詳細な情報が記載された「調整対象者連絡書」が送付されます。



刑事施設収容中の者との面接を希望される場合には、必ず事前に保護観察所に御相談ください。

5 刑事施設の長から仮釈放の申出を受理した地方更生保護委員会は、仮釈放の審理を開始すると、調整対象者について、刑事施設の長から申出のあった「仮釈放により釈放することが適当と認められる日」（※審理中であり、実際に仮釈放となる日は異なる場合があります。）を保護観察所へ連絡します。保護観察所はその情報を事業者に連絡します。
このとき、事業者が複数の自立準備ホームを管理していて、どの自立準備ホームに受け入れるか決まっていない場合には、事業者は速やかに受け入れる自立準備ホームを確定する必要があります。

6 調整対象者について、仮釈放を許す旨の決定があった場合、通知を受けた保護観察所から事業者に対して、決定の際に決められた釈放の日についての連絡が行われます。

注意！ 仮釈放の審理が開始されたとしても、仮釈放の基準に照らして判断された結果、仮釈放が許されない場合があります。また、仮釈放の決定については、決定から釈放の日までの間に、調整対象者の刑事施設内の規律違反等により、審理が再開され、その決定が無効となる場合もあります。

調整対象者が刑事施設から仮釈放された場合、釈放の日から保護観察が開始されます。委託は、調整対象者が自立準備ホームに宿泊する日から開始されます。委託の開始にあたっては、保護観察所から「補導援護・救護委託書」が送付されます。

2 保護観察中の者又は更生緊急保護の対象となる者を受け入れる場合

1 入所を検討する者に関する保護観察所からの情報提供と受入れの協議

2 受入れについての可否の回答（可の場合、以下に進む）

委託開始

1 自立準備ホームへの入所を希望する保護観察対象者又は更生緊急保護対象者の情報が、保護観察所から事業者提供されます。刑事施設収容中の者の場合と異なり、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者の場合、速やかに委託を開始する必要がある場合が多く、口頭で情報が提供されると同時に、受入れについての協議を行います。

2 受入れが可能という回答をした場合、本人が自立準備ホームに宿泊する日から委託が開始されます。委託の開始に当たり、保護観察対象者の場合は「補導援護・救護委託書」が、更生緊急保護対象者の場合は「更生緊急保護委託書」が保護観察所から送付されます。

2 委託を受ける措置

自立準備ホームに入所させるなどの措置を受ける者（以下「被保護者」という。）を受け入れるに当たって、事業者が保護観察所から委託を受ける措置は、次の①～③のとおりです。

1 宿泊場所の供与（必ず委託）

- 宿泊する居室や宿泊に必要な設備を提供する

2 自立準備支援（必ず委託）

- 委託期間中、被保護者の宿泊場所において、被保護者と毎日接触し、その生活状況を確認する
- 自立更生のために適切な支援等を行う

※自立準備支援の具体的な方法については、P.10を御参照ください。

3 食事の給与（保護観察所の長が必要と認める場合に委託）

- 食事を提供する



3 保護観察所への報告

委託を受けた事業者は、委託事業の実施状況について、保護観察所に報告する必要があります。

1 定期報告

委託事業の毎月の実施状況等について、被保護者ごとに、実施要領別紙様式例6「委託措置実施報告書」及び別紙様式例7「訪問等確認シート」により報告してください。

これらの報告書は、翌月5日までに提出してください。

また、委託が終了したときにも、これらの報告書を提出してください。

2 委託事業の実施に支障を及ぼす事情が生じたとき等の報告

次の事由が生じたときには、直ちに、電話などの方法により保護観察所に報告し、対応につき指示を受けてください。

- 被保護者が受託事業者の指示に従わず、又は無断で転居し、若しくは所在が不明であるため、委託事業を実施することができないとき
- 被保護者から、宿泊場所の供与又は自立準備支援を受ける意思がない旨の申出があったとき
- 被保護者が他に宿泊場所を確保し、委託事業を継続する必要がないと認めるとき
- 被保護者に犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動を認めたとき
- 被保護者が、感染症にかかり、又はその他重い傷病を負い、その生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとき
- 被保護者が死亡したとき
- その他委託事業を実施することに支障を及ぼす事情が生じたと認めるとき

4 委託費の支弁

委託によって生ずる費用の支弁については、「更生保護委託費支弁基準」（平成20年法務省令第41号）に従って支弁されます。

具体的には、委託された措置を行った場合に、それぞれに対して決められた委託費が支払われます。

Point

委託された措置と委託費

- ・ 宿泊場所の供与 → 宿泊費
- ・ 自立準備支援 → 自立準備支援費
- ・ 食事の給与 → 食事給与費

3

事業の実施基準

受託事業者が自立準備ホームを運営するに当たっては、次に掲げる基準に従う必要があります。

1 保護の開始（新たに被保護者を受け入れるときにすべきこと）

- 1 被保護者と面接し、自立準備ホームにおける保護の内容を懇切に説明するとともに、被保護者が計画的な自立のための更生計画を立てることができるよう支援すること。

Point

「更生計画」とは

被保護者自身が考える、自立へ向けての行動計画です。項目としては、行政サービスを受けるための各種手続きの実施、就労確保、貯蓄、退所後の住居の確保のための取組みなどが考えられます。自立準備ホーム入所中にすべきことや目標について、職員が必要に応じて助言指導しながら、被保護者自身に具体的に考えさせます。

- 2 被保護者に対し、自立準備ホームにおいて遵守しなければならない事を説明し、これを守らせるよう努めること。
- 3 被保護者の特性及び保護観察所の長による委託の趣旨等を総合的に判断して、保護の開始後速やかに支援計画を立てること。

Point

「支援計画」とは

被保護者が円滑に地域生活に移行できるよう、被保護者が立てた更生計画を踏まえ、自立準備ホームで行う支援の内容を定めていくものです。

可能な限り書面により、個別の支援計画を立てることが望まれます。ただし、委託期間が短い場合などについては、書面作成を省略しても差し支えありません。



2 処遇の一般原則

- 1 委託期間中においては、原則として、被保護者の宿泊場所において、被保護者と毎日接触し、その生活状況を確認するとともに、自立更生のために適切な支援等（以下「自立準備支援」という。）を行うこと。

Point

「自立準備支援」の方法

例えば、次の内容を参考とし、必要な支援を実施してください。

- ・規則正しい生活習慣の形成のための助言
- ・保健衛生の保持や服薬管理の支援
- ・交友関係や家族等の確認
- ・余暇の過ごし方についての提案
- ・就労、住居確保、公的手続の支援
- ・福祉・医療機関の紹介
- ・金銭管理、借金の返済計画の支援
- ・病気や事故発生時などの緊急時の対応
- ・近隣住民とのトラブル発生時などの仲介

- 2 自立準備支援を行うに当たっては、被保護者の人権に配慮し、常に懇切で誠意ある態度で接するほか、被保護者が円滑かつ早期に自立できるよう、次に掲げる事項に留意すること。

ア 被保護者に最もふさわしい方法で指導することにより、社会生活に適応するために必要な態度、習慣及び能力を養わせること。

イ 就労意欲を喚起し、その習慣を身に付けさせるように指導するとともに、被保護者の希望、適性、心身の状況等に十分配慮し、公共職業安定所等の協力を得るなどの方法により、当該被保護者に適した職業が得られるように努めること。

ウ 浪費を慎み、その所有する金品を改善更生に役立てるため適切に使用し、又は貯蓄するように指導すること。

エ 関係機関と連携するなどして、委託が終了した後の生活環境の調整及び自立準備の支援を行うこと。

- 3 保護観察に付されている被保護者について、保護観察所の長が担当保護司を指名している場合は、自立準備支援等で確認した生活状況に関する情報を共有することなどにより、当該担当保護司と密接に連携すること。

Point

担当保護司との連携

担当保護司の指名の有無や、担当保護司との連絡方法については、保護観察所に御確認ください。

- 4 委託事業の実施に当たっては、委託期間が漫然と経過することのないよう、被保護者が円滑かつ速やかに自立できるよう努めること。

3 秘密の保持

- 1 事業を実施する上で知り得た被保護者及びその関係者の秘密を保持し、その名誉の尊重に努めること。
- 2 秘密の保持に当たっては、「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成21年法務省告示第453号）に従い万全の体制を確保するとともに、保護観察所の長の許可を得ることなく、被保護者等の個人情報を第三者に提供しないこと。

Point

「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」における留意点について

自立準備ホーム運営にあたり必要な留意点は、以下のとおりです。（詳細はガイドライン本文を御参照ください。）

- ・利用目的の特定や制限
 - ➡個人情報の利用目的を特定するとともに、目的を逸脱した利用をしないこと。
- ・情報の適切な取得や利用目的の通知
 - ➡個人情報を得るときは、本人にその利用目的を通知すること。
- ・正確性の確保
 - ➡保有している個人情報について、正確かつ最新の内容に保つよう努めること。
- ・安全管理措置
 - ➡データの漏えいや滅失を防ぐための措置を講じること。
- ・第三者への提供の制限
 - ➡本人の同意を得ずに第三者に個人情報を提供してはならないこと。
（犯罪捜査に関して検察、警察から照会があった場合は、個人情報の提供にあたって本人の同意を得ることは不要とされています。しかし、委託されている被保護者の措置についての第一義的な責任は保護観察所が負っていることから、これらの機関から照会があった場合には、原則として保護観察所と対応を協議してください。）
- ・苦情の処理
 - ➡本人から苦情などがあった場合のための体制づくりをすること。

- 3 被保護者に対する委託が終了した場合には、保護観察所から提供された当該被保護者の関係書類を保護観察所の長に返還すること。

4 宿泊場所の指定

被保護者に対し自立準備ホームの居室を割り当てる際には、被保護者の性別、年齢、性格、心身の状況、前歴、行状及び処遇の方針に留意すること。特に、一つの居室に複数の被保護者を入居させる際には、悪影響を与え合ったり、トラブルが起こったりしないよう、その組み合わせにも注意すること。

なお、委託を開始した後に、割り当てた宿泊場所を変更する場合には、あらかじめ、保護観察所と協議すること。

5 食事

- 1 食事の給与の措置を受託した場合は、被保護者に対して、原則として1日3回の食事を給与すること。
- 2 食事の給与の委託を受けずに、被保護者の同意を得て食事を給与する場合には、その実費について被保護者に請求することができる。
- 3 被保護者に給与する食事は、衛生的に調理され、健康の維持に必要な熱量と成分を含み、味覚を豊かにしたものであること。

Point

栄養、味覚豊かな食事の提供について

特段の事情なく、栄養が偏った市販の軽食のみを提供するなどといったことがないようにしてください。

- 4 休日その他やむを得ない事情により、食事を給与することができないときは、食事給与費相当分の金銭（1回の食事につき、食事給与費の3分の1以上に相当する額）を被保護者に給与すること。
ただし、被保護者の都合により、当日中に食事を給与する必要がなくなった場合は、この限りではない。

Point

食事の代わりにやむを得ず金銭を給付する場合

休日や災害時等でやむを得ず金銭給付する場合には、「訪問等確認シート」に現金給付した旨とその理由について記載してください。

また、被保護者自身の都合により当日に食事の給与の必要がない旨の申出があった場合、又は無断で欠食した場合には、金銭給付をする必要はありませんが、金銭給付の可否について被保護者との間でトラブルが生じないように、入所時に、食事を辞退する方法等について十分確認しておいてください。

6 清潔の保持

- 1 被保護者を無償で1週間に3回以上入浴させること。

Point

入浴設備のない自立準備ホームの場合

受託事業者は、週3回以上の銭湯入浴料実費分を委託費の中から被保護者に現金給与しなければなりません。なお、入浴はシャワー等の簡便な方法によることも可能です。

- 2 衣類、寝具及び携帯品につき、必要な日光消毒、洗濯、乾燥及び整頓を怠りなく行わせること。
- 3 食器は、使用の都度よく洗い消毒すること。
- 4 調理室又は調理場、食堂及び便所には、必要に応じて殺虫剤又は消毒剤を散布すること。
- 5 その他宿泊場所の内外にわたり必要な清掃並びに塵芥及び汚物の処理を励行し、衛生の管理に努めること。

Point

借り上げアパート等の場合

常時職員の目が届きにくいような自立準備ホームでは、適宜居室内に立ち入るなどして、衛生が保たれているかどうか等について確認することが必要です。

7 健康の管理

- 1 自立準備支援を行うに当たっては、被保護者の体調や服薬状況等を確認するなどして、常にその健康に留意し、これを維持増進させるように努めること。
- 2 被保護者が病気になり、又は負傷した場合に医療機関から診察、治療、入院等の必要な措置を受けられるように、あらかじめ医療機関と協議をするなどの準備を整えておくこと。

8 金品の保管

- 1 被保護者からその所有する金品の保管の依頼を受ける場合には、当該被保護者に立ち会わせてその種類及び数量を明らかにし、当該被保護者に適宜の様式による保管証を交付すること。

Point

金品の保管の依頼を受ける場合の注意

トラブル防止のため、あらかじめ被保護者に対して、事業者から金品保管についての取り決め内容を十分に説明することが重要です。

- ② 被保護者から現金又は有価証券の保管の依頼を受け、これを預金し、又は信託するとき、当該被保護者の名義で行い、その通帳等を保管すること。
- ③ ①又は②により保管した金品は、被保護者の申出があったときは、理由を確認の上、当該被保護者に返還すること。

9 感染症発生時の処置

自立準備ホームにおいて、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症その他感染性の疾病が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに医師又は保健所に連絡してその指示を受け、病者に治療を受けさせ、そのまん延を防止し、又は予防を厳にするなど、応急適切な処置を講じること。

また、直ちに保護観察所への報告を行うこと。

10 災害予防

火事、地震その他の非常災害に備えるため、災害予防及び危難防止について、職員及び被保護者にこれを周知徹底させるほか、必要に応じて避難その他の訓練を行うこと。

11 費用の徴収の制限

被保護者の保護に要した費用のうち、委託に基づく保護に要した費用については、被保護者から徴収してはならないこと。

Point

費用の徴収に関する注意事項

保護観察所から支払われる委託費のうち、宿泊費の中には、家賃（借り上げアパート等の場合）、光熱水費が含まれています。また、寝具等、日常の生活を送る上で最低限必要なものは受託事業者が用意、負担する義務があり、これらに係る費用を被保護者から徴収することはできません。

一方で、社会通念上、いわば上乘せサービスと判断できる部分（たとえば、衣服のクリーニング、過度の冷暖房、電話等）については、被保護者に負担させることもできます。この場合、あらかじめ受託事業者から被保護者に対し、十分に説明しておく必要があります。

また、入浴設備のある自立準備ホームにおいては、入浴に係る光熱水費は、受託事業者の負担となります。ただし、浪費を抑制するために、施設の規則により、社会通念上許容される範囲内で使用量の上限を設けることは可能です。

12 職員体制

- ① 自立準備支援の実施に当たって、適切な指導、助言ができる職員を配置するよう努めること。
- ② 被保護者に係る事故等が生じた場合に、常時、緊急対応できる職員体制を確保すること。

Point

緊急対応について

1日24時間、常時職員を事務所等に待機させておくことを義務づけるものではありませんが、緊急時に、被保護者が連絡を取ることができ、速やかに自立準備ホームに赴いて対応が可能な体制を確保しておく必要があります。

13 設備

- ① 被保護者を保護する宿泊場所は、「緊急的住居確保・自立支援対策実施要領」のほか各種関係法令（建築基準法，都市計画法，消防法など）を遵守したものであること。
- ② 宿泊場所は、一定の広さを有し、寝具及び日常生活上不可欠な備品を備え、被保護者の人権に配慮し、かつ安全で保健衛生に適するものであること。
- ③ 非常災害に備えて、避難経路を確保すること。



4

保護観察所による 指導・監督

受託事業者に対しては、保護観察所の長により、次の方法等により指導・監督が行われます。

1 委託事業の実施状況の確認

委託事業の実施状況を確認するために、保護観察所から受託事業者のもとに職員を派遣したり、保護観察所への出頭を求めたり、又は委託事業に関する関係書類の提出・閲覧を求めたりすることがあります。

2 被保護者の保護に関する指導・監督

委託事業がその効果を十分発揮できるよう、受託事業者と保護観察所は被保護者に関する必要な協議を行います。このとき、保護観察所は、必要に応じて受託事業者に対し指導・監督を行います。

3 受託事業者が実施すべき事項を履行しない場合の措置

受託事業者が実施すべき事項を履行しないときは、当該期間の委託費が支弁されなかったり、委託が取り消されたり、又は登録を抹消（P.3参照）されることがあります。

